こ保運第 1942 号 令和 5 年 3 月 14 日

保育・教育施設設置者 様 地域型保育事業者 様

横浜市こども青少年局保育・教育支援課長

保育·教育運営課長

保育·教育給付課長

処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について(通知)

日頃から横浜市保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

先般からお知らせしている通り令和5年度から処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件が段階的に適用されますが、先日実施した研修受講状況調査の状況等を踏まえ、<u>市独自加算である職員処遇改善費については、次のとおりの取扱いとします。なお、</u>処遇改善等加算Ⅱは取扱いに変更はなく、令和5年度から段階的に研修修了要件が適用されます。

施設職員の処遇改善に関する重要な内容ですので、必ずご確認いただき、遺漏なく対応く ださるようお願いします。

1 変更点

(1)職員処遇改善費の研修修了要件適用開始時期を、令和6年度から適用することに変更します

職員処遇改善費に係る研修修了要件について、処遇改善等加算 II における人数 A と同様に令和 5 年度から段階的に適用することをお示ししていましたが、令和 6 年度から段階的に適用することに変更します。

なお、<u>令和6年(2024年)3月31日までに、研修を修了できないことで、加算額が</u>配りきれず加算要件を満たせなくなる場合は、加算が取得できなくなります。

(2) 職員処遇改善費に係る研修修了要件の対象研修を拡大します

(保育所・地域型保育事業のみ)

現行の制度では保育士等キャリアアップ研修のみを対象としていますが、<u>本市主催の研修(区主催研修を含む。)についても対象を拡大</u>します。なお、本市主催の研修については、<u>今和5年度以降に受講したものに限り対象</u>とします。

※「保育・教育施設向け研修・研究一覧」は、下記2(3)からご確認ください。令和5年度の研修につきましては4月に更新予定です。

(3)職員処遇改善費の対象人数Cの算定方法を変更します(令和6年度から)

現行の制度では、経験年数7年以上の保育士等の人数から処遇改善等加算IIの対象人数(人数A)を差し引いた数を職員処遇改善費の対象人数Cとしていますが、<u>産育</u>休や病休を取得しているため賃金改善できない場合や、研修要件を満たせない職員は人数Cの算定から除くことができるよう変更します。

※申請方法や制度の詳細は別途お知らせします。

2 注意点

(1) 今回の変更は市独自加算である職員処遇改善費のみに適用されます。

<u>処遇改善等加算 II について変更はありません</u>ので、令和 5 年度に人数 A の対象とする人は令和 4 年度までに 1 分野又は 15 時間以上の研修を修了している必要があります。また、令和 6 年度に処遇改善等加算 II の配分対象とする場合は、令和 5 年度までに必ず保育士等キャリアアップ研修等を受講するようにお願いします。

〇令和5年(2023年)3月31日までに、研修を修了できないことで、加算額が配りきれず加算要件を満たせなくなる場合は、令和5年(2023年)4月以降、加算が取得できなくなります。

人数A(副主任保育士・中核リーダー等) 1分野又は15時間以上 ※人数B(職務分野別リーダー・若手リーダー)は令和5年度(2023年度)まで研修要件 の適用を猶予

〇令和6年(2024年)3月31日までに、研修を修了できないことで、加算額が配りきれず加算要件を満たせなくなる場合は、令和6年(2024年)4月以降、加算が取得できなくなります。

人数 A (副主任保育士・中核リーダー等) 2分野又は 30 時間以上 人数 B (職務分野別リーダー・若手リーダー) 1分野又は 15 時間以上

(2) 職員処遇改善費に係る研修修了要件の適用時期の変更は今回限りです。

令和6年度以降は研修を修了していなければ加算は配分できませんので、加算を取得 される場合は必ず職員の研修受講状況を把握し、受講を推進するようにしてください。

令和6年(2024年)3月31日までに、研修を修了できないことで、加算額が配りきれず加算要件を満たせなくなる場合は、加算が取得できなくなります。

人数 C (職員処遇改善費)

1分野又は15時間以上

(3) 研修要件についてまとめたホームページを作成しています。随時更新していきますのでご確認をお願いします。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/shogukennshu.html

問い合わせ先

職員処遇改善費について 保育・教育運営課 045-671-3564

> 対象の研修について 保育・教育支援課 045-671-2397

処遇改善等加算Ⅱについて保育・教育給付課045-671-0204